

岩手県告示第512号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和8年9月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 保安林予定森林の所在場所 一関市花泉町油島字鴻ノ巣21の1、21の7、108の1、108の43、108の47、108の48、108の51、字花欠1の1
- 2 指定の目的 水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - （1）立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - （2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

備考 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県農林水産部森林保全課及び一関市役所に備えておいて縦覧に供する。